

基安発 0330 第 1 号  
平成 23 年 3 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長  
( 公 印 省 略 )

「新成長戦略実現に向けた 3 段階構えの経済対策」に係る措置の実施について

「新成長戦略実現に向けた 3 段階構えの経済対策」について（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）中、別表 1 「既定の改革の実施時期を前倒しする事項」の表中番号 16 について、下記のとおり措置を実施することとしたので、その取扱いに遺憾のないよう留意されたい。

なお、本通達により、昭和 61 年 12 月 26 日付け基安発第 43 号の記の 6 のうち、第一種圧力容器の落成検査に係る取扱いは廃止することとする。

#### 記

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）上の特別防災区域内において、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の適用を受ける第一種圧力容器のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって、別紙の様式を標準とする書面をもって報告のあったものについては、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）第 59 条第 1 項の規定による落成検査に際し、落成検査を省略し、同規則第 60 条第 1 項の規定に基づく第一種圧力容器検査証の交付を行って差し支えないこと。

- (1) 当該第一種圧力容器及びその配管が、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）上の製造所又は一般取扱所として、同法第 11 条第 5 項の規定により市町村長等が行う完成検査に合格した部分に含まれており、かつ、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 8 条第 3 項の規定に基づく完成検査済証が交付されたものであること。
- (2) 以下の全ての事項を満たすこと。なお、当該確認は写真等の書面によることで足りること。
  - ① 取扱い、そうじ及び点検が容易にできる位置に据え付けられており、また、内部に取付物があるものにあつては当該取付物がそうじ及び点検に支障のない方法で取り付けられていること。
  - ② 圧力計の目もりには、当該第一種圧力容器の最高使用圧力を示す位置に、見やすい表示がされていること。
  - ③ 第一種圧力容器取扱作業主任者が選任されていること。
  - ④ 安全弁その他の安全装置の確認を落成検査時に行うこととして構造検査又は使用検査に合格している第一種圧力容器にあつては、圧力容器構造規格（平成 15 年厚生労働省令第 196 号）第 64 条の規定を満たしていること。

(別紙様式)

消防法完成検査に係る第一種圧力容器設置工事落成等報告

種 類		構造検査又は 使用検査の刻印番号	
最高使用圧力	MPa	内容積	m <sup>3</sup>
設 置 地			
設置届出年月日	平成 年 月 日		
消防法の規定に基づ く完成検査済証番号			
第一種圧力容器取扱 作業主任者の職氏名			

平成 年 月 日

報告者 氏 名 印

労働基準監督署長あて

備考

- 以下の状況を確認できる写真等を添付すること。
  - 第一種圧力容器及びその配管が消防法完成検査に合格していること。
  - 取扱い、そうじ及び点検が容易にできる位置に据え付けられており、また、内部に取付物があるものにあつては当該取付物がそうじ及び点検に支障のない方法で取り付けられていること。
  - 圧力計の目もりには、当該第一種圧力容器の最高使用圧力を示す位置に、見やすい表示がされていること。
  - ボイラー及び圧力容器安全規則第66条の規定に基づき第一種圧力容器取扱作業主任者の氏名が掲示されていること。
  - 安全弁その他の安全装置の確認を落成検査時に行うこととして構造検査又は使用検査に合格している第一種圧力容器にあつては、圧力容器構造規格（平成15年厚生労働省告示第196号）第64条の規定に基づき、安全弁その他の安全装置が適切に備えられていること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 本様式は標準であつて、これと異なる様式を用いることを妨げるものではない。

参 考

「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」について（抄）

平成 22 年 9 月 10 日  
閣 議 決 定

「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」を別紙のとおり定める。

(別紙)

# 新成長戦略実現に向けた 3段構えの経済対策

～円高、デフレへの緊急対応～

平成22年9月10日

## 目 次

I. 基本的な考え方	1
1. 当面の目標と現状認識	1
2. 経済対策の基本的視点	2
II. 「3段構え」の対応について	4
ステップ1 円高、デフレ状況に対する緊急的な対応	5
ステップ2 今後の動向を踏まえた機動的な対応	6
ステップ3 平成23年度の対応 一新成長戦略の本格実施	7
III. 緊急的な対応の具体策	8
○ 急速な円高・デフレへの対応	8
1. 「雇用」の基盤づくり	8
2. 「投資」の基盤づくり	15
3. 「消費」の基盤づくり	17
4. 耐震化・ゲリラ豪雨対策等の「地域の防災対策」	19
5. 日本を元気にする規制改革100	20
○ 施策執行の進捗管理	23
○ 本対策（緊急的な対応）の規模	23
○ 本対策（緊急的な対応）の効果	23
別表1	25
別表2	28

別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
<b>&lt;都市再生・住宅&gt;</b>				
1	容積率の緩和	環境負荷の低減、高齢社会への対応、財政負担の抑制、防災機能の向上、経済の活性化などの観点から、地区外の環境保全など幅広い環境貢献措置を評価した容積率の緩和、老朽建築物の建替えに資する容積率の緩和に係る具体的施策について早期に検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。	平成22年度検討・結論・措置	国土交通省
2	建築確認申請・申請手続の迅速化	建築確認・審査手続の簡素化等について、「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、平成22年度中に見直し案を取りまとめた上で、可能な限り早期に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論、可能な限り早期に措置	国土交通省
<b>&lt;環境・エネルギー&gt;</b>				
3	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化)	4mを超える太陽光発電設備の建築基準法の取扱いについては、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象外とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に平成22年度中に措置	経済産業省 国土交通省
4	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等)	地熱発電を推進するため、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう平成23年度中を目途に通知する。	平成22年度中検討開始・平成23年度中を目途に結論・措置	環境省
5	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(CO <sub>2</sub> 排出量削減に資する小規模分散型発電設備に係る規制(保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務等)の緩和)	CO <sub>2</sub> 排出量削減に資する小規模分散型発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大について、特に太陽光発電設備については、安全性確保の観点からの技術的検討の結論を平成23年2月中に得る。その後速やかに措置を講じる。	平成23年2月中に結論、その後速やかに措置	経済産業省
6	レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し	①広域認定制度における共同認定において、一定の要件を満たす場合、共同認定外の事業者が製造した同種の製品であっても認定の対象とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。 ②使用済小型家電等からのレアメタルのリサイクルを効率的・効果的に行うための新たな制度構築について、平成22年度中に検討を開始し、平成23年度を目途に結論を得、結論を得次第措置を講じる。	①平成22年度中検討・結論・措置 ②平成22年度中検討開始、平成23年度を目途に結論、結論を得次第措置	環境省
7	国産木材の利用促進(「集成材の日本農林規格」に係る性能規定の併用導入)	集成材の日本農林規格 第5条第1項に関する改正要望については、科学的根拠に基づく安全性・信頼性の確保等を踏まえて、平成23年度中に学識経験者等による検討の結論を得た上で、その結論を踏まえて農林物資規格調査会総会の審議に付す。	平成23年度中に学識経験者等による検討の結論・措置	農林水産省
8	鉄筋コンクリート造と木造との併用構造とする校舎等の構造計算に関する規定の見直し	「建築基準法の見直しに関する検討会」における、混構造の問題も含めた構造計算適合性判定制度についての検討結果を踏まえて、必要な見直しを検討し、平成22年度中に見直し案を取りまとめた上で、可能な限り早期に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論、可能な限り早期に措置	国土交通省
9	産業廃棄物の提出条件の統一化について	マニフェスト交付等状況報告書の提出条件を全自治体で統一することについて、具体的対応を行うべく平成22年度に検討、結論を得た上で、平成23年度に必要な措置を講じる。	平成22年度検討・結論、平成23年度措置	環境省
10	廃棄物処理法に係る許可手続の電子化・簡素化	多量排出事業者による報告等の電子ファイルによる提出等を推進するため、平成22年度中に必要な措置を講じる。	平成22年度措置	環境省
11	政令で定める市毎に提出が義務付けられている産業廃棄物収集運搬業の許可申請手続の簡素化	事務面や経費面の効率化の観点から、申請方法の統一化、簡素化を図ること、または一の政令市の区域を越えて広域的に収集運搬する場合は都道府県単位での許可制に改めること等許可の合理化について、平成22年度中に実施する。	平成22年度措置	環境省
12	廃棄物処理施設の変更届の要件緩和	廃棄物処理施設の能力を単純に減少する場合の変更許可手続について、平成22年度中に軽微変更届出とする。	平成22年度措置	環境省
13	電気工作物に係る重要変更以外の事後届出の見直し	発電、変電、送電等の電気事業に係る電気工作物の重要な変更以外の事後届出(電気事業法第9条第2項)について、事業者負担の軽減の観点から、情報の利用状況及び情報獲得の代替措置等を勧告の上、平成22年度中に速やかに届出対象となる範囲等を見直す。	平成22年度中に速やかに措置	経済産業省
14	スマートメータの普及促進に向けた制度環境整備	「規制・制度改革に係る対処方針」において、「スマートメータの普及促進の観点から、電力使用量等の需要家データ利用の在り方、計量機能とエネルギーマネジメント機能間のインターフェースの標準化など消費者の選択肢拡大に向けた制度的課題について、速やかに検討を開始し、結論を得る(平成22年度中に検討・結論)」とされている。本年5月よりスマートメーター制度検討会を立ち上げ、これまで4回の検討会を開催しているところであるが、結論を得る時期を平成23年2月に前倒す。	平成23年2月までに検討・結論	経済産業省
15	燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検	「規制・制度改革に係る対処方針」において、「平成17年の高圧ガス保安法改正に基づく水素ステーションに係る具体的な仕様等を示す「例示基準」を作成・通知する。(平成22年度中措置)」とされているところであるが、検討を前倒し、平成22年度中速やかに措置を行うこととする。	平成22年度中に速やかに措置	経済産業省
16	保安法令の適用方法	業界から個別の具体的な要望を踏まえ、労働安全衛生法に基づく許可申請の一層の合理化について、平成22年度中に実施する。	平成22年度措置	厚生労働省